

# 人権啓発施策の推進について

令和6年11月18日

県民生活部総務課 人権推進室

# 目次

## 人権啓発施策の推進

1 「人権文化をすすめる県民運動」の推進	3
2 多様な人権課題に対応した取組の強化	6
3 市町支援事業の推進	9
4 総合的・効果的な施策の推進	10

# 人権啓発施策の推進

- 人権尊重が文化として定着し、県民がお互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現を目指し、「**人権教育及び人権啓発の推進に関する法律**」に基づき、「**兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針**」のもと、様々な人権啓発活動を推進する
- 人権侵害事案については、相談から救済へと速やかに繋ぐため、関係機関・団体等との連携・協働のもと、人権擁護に関する啓発や相談等の活動を展開する

## 1 「人権文化をすすめる県民運動」の推進（38,568千円）

### (1) 人権啓発フェスティバルの開催

「人権文化をすすめる県民運動」推進強調月間（8月）のメイン行事として人権講演会や体験型イベント等を盛り込んだフェスティバルを開催

- 名称：ひょうご・ヒューマンフェスティバル 2024in南あわじ
- 開催日等：令和6年8月24日（土）南あわじ市文化体育館
- 来場者数：約1,200人



フェスティバル  
オープニング式典



フェスティバル人権講演会  
澤 穂希氏

### (2) 人権のつどいの開催

人権週間（12月4日～10日）にちなみ、県民の人権意識の普及高揚を図るため、講演会等の「人権のつどい」を開催

- 開催日等：令和6年12月5日（木）県立のじぎく会館



人権のつどい 講演会  
(写真左) 木村 響子氏

# 人権啓発施策の推進

## (3) 人権総合情報誌「きずな」の発行

人権に関するタイムリーな情報を掲載した総合情報誌を発行し、県民や人権関係機関・団体等に提供するほか、ラジオ放送において情報誌の内容を紹介

- ・発行部数：隔月発行 毎号25,500部
- ・ラジオ関西「谷五郎の笑って暮らそう」（毎週日曜日）内で紹介

## (4) 人権問題に関する文芸・動画・イラスト作品の公募

人権問題に関する文芸作品等を県民から募集し、優秀作品を表彰するとともに、啓発教材等として活用

- ・名称：HYOGOヒューマンライツ作品コンテスト  
文芸部門、動画部門、イラスト部門
- ・募集期間：R6.6～9月 応募総数 401点

## (5) スポーツチームと連携協力した人権啓発

阪神タイガース

- ・開催日等：令和6年5月8日（水）阪神甲子園球場
- ・内容：バックスクリーン液晶ビジョンでの人権啓発映像の放映、啓発クリアファイルの配布

INAC神戸レオネッサ

- ・開催日等：令和6年11月16日（土）ノエビアスタジアム
- ・内容：ウォーキングフットボール交流会



ひょうご人権ジャーナルきずな



球場内大型液晶ビジョンによる啓発



INAC神戸レオネッサ 選手



# 人権啓発施策の推進

## 2 多様な人権課題に対応した取組の強化（14,010千円）

### （1）部落差別解消に関する啓発

「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、部落差別解消に向けた県民の理解と認識を深めるため、地域の啓発を担う市町担当職員等の研修の充実を図るほか、ネット社会における部落差別と人権をテーマに制作した啓発DVD「大切な人」（R5）を活用し、県民、企業、公立学校、県市町職員等へ幅広く啓発

### （2）北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する啓発

政府拉致問題対策本部や市町等と連携し、映画上映会や舞台劇、啓発パネル展等を開催

#### ア 拉致問題啓発舞台劇「めぐみへの誓い」の開催（主催：政府拉致問題対策本部・兵庫県・尼崎市）

・開催日等：令和6年11月1日（金） 尼崎市総合文化センター

#### イ 映画「めぐみ」上映会の開催（主催：政府拉致問題対策本部・兵庫県・姫路市）

・開催日等：令和6年12月24日（火） イーグレひめじ

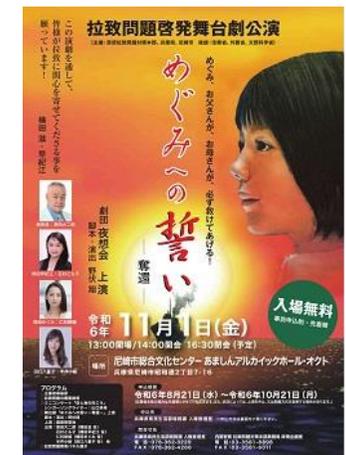
#### ウ 啓発パネル展等の実施

- ・県施設・市町施設を活用した巡回パネル展の実施 R6：20か所
- ・拉致問題啓発ビデオ「私たちにできることー拉致問題の解決を願ってー」の活用

令和3年度に県立東播磨高校と県が共同制作した映像をYouTube配信やDVDの貸出により、研修会や学校教育等で活用



啓発DVD「大切な人」



拉致問題啓発舞台劇

# 人権啓発施策の推進

## (3) インターネット上の人権侵害への対応

### ア インターネット・モニタリング事業の実施

差別的な書き込みのモニタリング（監視）を行い、悪質なものは事業者や法務局等へ削除依頼を行うほか、市町職員を対象にモニタリングに関する研修会（年2回）を実施



### イ 県弁護士会と連携した専門相談等の実施

県弁護士会と連携し、ネット上の誹謗中傷や差別的な人権侵害に係る専門相談を実施（場所：県立のじぎく会館）

ネット被害者サポートチームを設置し、差別的な書き込みの削除や発信者情報の開示等について助言するなど、被害者の支援を充実

- ・ 専門相談員：月～金曜日 9～17時（R5実績：191件）
- ・ 弁護士：木曜日 15～17時（R5実績：61件）
- ・ サポートチームの構成：県弁護士会・県・県人権啓発協会

### ウ インターネット上の人権侵害の防止に関する条例の検討

学識者や弁護士等で構成する有識者会議において、条例化に係る法的課題等を整理し、検討

**インターネット上の誹謗中傷や差別等**  
でお悩みの方へ  
弁護士と専門職員(サポートチーム)による解決に向けた相談窓口  
Tel 078-891-7877  
メール相談 <https://www.hyogo-jinken.or.jp/consult>

【実施曜日】毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
【実施時間】9時～17時  
(弁護士相談は毎週水曜日15時～17時)  
【その他】面談も可(要予約)

□次のような人権問題について、弁護士等による無料「チーム」が解決に向けた対応(「DM」等への削除依頼の代行)も、法的な手続のご紹介などを行います。  
■インターネット上の書き込みなどによる誹謗中傷や差別的な言ひ、プライバシーの侵害などでお悩みの方  
■SNS上でのいじめや脅迫、侮辱的表現、無断での個人情報(画像等を含む)の掲載などでお悩みの方

※解決を断行するものではありません。※裁判等の法的な手続費用は相談者のご負担になります。

※令和4年7月に改正された一部が検討され、毎年更新に際して情報と連絡、改善が加えられました。また、令和1年度にはプライバシー保護法改正により関係者(事業者)の対応も厳格になりました。

兵庫県 公益財団法人兵庫県人権啓発協会

インターネット上の誹謗中傷や差別等の相談窓口チラシ



相談の様子(イメージ)

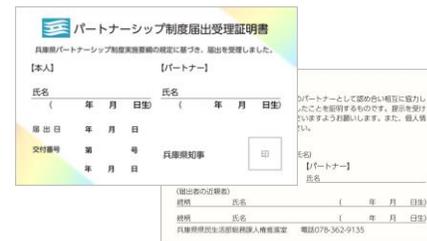
# 人権啓発施策の推進

## (4) 性的マイノリティに関する人権問題への取組

### ア 県パートナーシップ制度の運用開始

令和6年4月1日より、県パートナーシップ制度の運用開始

- ・届出件数：51組（R6.11.1現在）



パートナーシップ制度届出受証明書  
兵庫県パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受理しました。

【本人】	【パートナー】
氏名 (年 月 日)	氏名 (年 月 日)
届出日 年 月 日	
交付番号 第 号	兵庫県知事

〒610-0001 神戸市中央区南長狭通1-1-1  
兵庫県生活福祉課 電話078-362-9135

パートナーシップ制度届出証明書

### イ LGBT電話相談・交流会の実施

支援団体スタッフによる専門相談を実施、当事者等の交流会を開催

- ・専門相談日時：毎週土曜日 18時～21時（R5実績：53件）
- ・交流会の開催：豊岡市（R6.7.21）、神戸市（R7.1.26）



LGBT 専門相談

### ウ LGBT出前講座（講師派遣）の実施

性の多様性に関して、学校や民間企業等に専門スタッフを派遣し、学習の機会を提供

- ・R6年度見込み：10件

### エ 多様な性への理解促進

性的マイノリティが直面する課題について、理解促進のための啓発

- ・シンポジウム（R6.6.28）や講演会（トランスジェンダーと父の親子対談：R6.12.11）
- ・医療従事者向けオンライン連続講座「LGBTQのための医療ケア」（R6.12.16～18）
- ・レインボーステッカーの作成・配布による支援の“見える化”の取組



レインボーステッカー

# 人権啓発施策の推進

## 3 市町支援事業の推進（307,636千円）

### （1）地域啓発活動の支援

#### ア 人権擁護推進等事業費補助

市町が実施する啓発事業等に対して補助金を交付し、市町支援を通じて県民の人権擁護の取組を推進

＜補助対象＞

- ・啓発支援事業：「人権文化をすすめる県民運動」を推進する事業、住民学習会等地域に密着した啓発事業
- ・擁護推進事業：本人通知制度普及事業、インターネット・モニタリング事業、専門相談の開設 等

#### イ 人権啓発活動地方委託事業

法務省所管の人権啓発事業を本県が受託し、県内関係市町において、市町域等広域的な啓発活動を実施

＜事業内容＞ 講演会・研修会の開催、啓発資料の作成・配布等

### （2）隣保館活動の推進

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、各種事業を総合的に行う隣保館の運営・整備に要する経費を助成（隣保館設置：20市8町 ※中核市除く）

#### ア 隣保館運営事業費補助＜補助率：3/4（国1/2、県1/4）＞

相談事業、啓発・広報事業、地域交流事業等に要する経費を助成

#### イ 隣保館施設整備費補助＜補助率：3/4（国1/2、県1/4）等＞

老朽化した隣保館の改修整備等を促進するため経費を助成



隣保館（市町設置）

# 人権啓発施策の推進

## 4 総合的・効果的な施策の推進（58,983千円）

### （1）人権施策推進会議、人権擁護推進懇話会の開催

庁内全部局で構成する「人権施策推進会議」において、多様化する人権課題に対応した施策の検討を行うとともに、学識者等で構成する「人権擁護推進懇話会」での専門的見地からの意見を踏まえ、施策を効果的に推進

### （2）ひょうご人権ネットワーク会議の開催

様々な人権問題の解決を図るため、人権関係団体、地域・職域団体、行政等が「ひょうご人権ネットワーク会議」の開催等を通じて、人権に関わる啓発・相談・援助等の活動を連携して展開

構成団体・機関数：46団体・15機関

### （3）県立のじぎく会館の管理運営

人権に関する研修・啓発・研究等の全県拠点施設である県立のじぎく会館を効果的・効率的に管理運営

〈指定管理者〉公益財団法人 兵庫県人権啓発協会

〈主な施設〉大ホール、会議室、図書資料室、視聴覚室、相談室、ふれあいルーム 等



県立のじぎく会館